

Ⅱ 消費者物価指数2020年基準改定の概要

1 基準改定の趣旨と統計基準

消費者物価指数では、消費者物価の測定精度の維持向上と物価指数の有用性の確保の観点から、一定の周期で指数の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウェイトなどを見直し、公表する系列の拡充などを行っている。

消費者物価指数は、1955年以降、5年ごとに基準改定を行っている。また、統計法に基づく統計基準として「指数の基準時に関する統計基準（平成22年総務省告示第112号）」（「Ⅷ 3 指数の基準時に関する統計基準」参照。以下「統計基準」という。）が設定されていることから、消費者物価指数はこの統計基準に従って、2020年への基準改定を行う。

2 指数の基準時の更新

「指数の基準時は、五年ごとに更新するものとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。」とする統計基準に従って、指数の基準時（指数を100とする年次）を2015年から2020年に更新する。

なお、各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数の接続を行う。ただし、前月比、前年同月比、前年比などの変化率については、過去の各基準において公表した値とし、接続した指数による再計算は行わない。

3 ウェイトの更新

「ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。」とする統計基準*により、従来どおりであれば、更新する指数の基準年次と同じ2020年の家計調査結果等を用いて作成するところであるが、2020年基準の固定基準方式の指数の計算に用いるウェイトについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2019年及び2020年の平均1か月間1世帯当たり品目別消費支出金額を基に作成する。ここで世帯の属性は（総世帯の指数を除き）世帯員が2人以上の世帯とする。

なお、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査による2019年及び2020年の品目別消費支出金額のほか、2019年及び2020年の月別購入数量を用いて月別に品目別ウェイトを作成する（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウェイトについては毎月一定）。また、家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、2019年全国家計構造調査の「個人的な収支に関する結果」の結果を用いて他の品目に配分する。さらに、持家の帰属家賃のウェイトについても、同調査の「持家の帰属家賃」を基に作成する。

連鎖基準方式の指数の計算に用いるウェイトは、前年の家計調査の結果等を用いて毎年更新する。

*「当該指数の基準時であるウェイト」については、「基準年の年次を対象とする統計調査の結果等により作成されるものであることを通例とするが、当該指数に求められる役割を踏まえて統計技術的に合理的な方法で作成され、かつ、それが「基準時である年のウェイト」として一般的に認められるものも許容される。」（平成22年4月14日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）とされている。

4 品目の改定

消費者物価指数の作成に用いる品目は、物価変動の測定精度向上を図る観点から、家計消費支出における重要度等を踏まえ、追加及び廃止等を行っている。

追加及び廃止は以下を基準としている。

<追加品目の選定基準>

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③ 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

<廃止品目の選定基準>

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
 - ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
 - ③ 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
- なお、上記の②については、品目の統合を行う場合がある。

2020年基準改定では、30品目を追加、28品目を廃止、10品目を5品目に統合することにより、新基準の指数の作成に用いる品目数は582品目となる。2020年基準において改定する品目は別表1のとおりである。

また、品目の概念範囲の拡充等に伴う品目名称の変更を行うとともに、市場における商品（財・サービス）の販売時期を踏まえて調査期間の変更を行う。2020年基準において名称の変更及び調査期間の変更を行う品目は別表2のとおりである。

5 インターネット販売価格の採用拡大

近年のネット購入の増加や情報収集技術の進展を踏まえ、「航空運賃」、「宿泊料」及び「外国パック旅行費」についてはウェブスクレイピングの技術を活用、「テレビ」、「ビデオレコーダー」及び「プリンタ」については対面販売及びインターネット販売の価格を含むPOS情報を活用することにより、指数を作成する。

なお、「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」、「タブレット端末」及び「カメラ」については、引き続きPOS情報を活用し、指数を作成する。

「タブレット端末」については、2015年基準では、「パソコン（ノート型）」（「タブレット端末」を含まない。）、「タブレット端末」の価格指数を作成後、重みにより1つの指数に合成し、「パソコン（ノート型）」指数として公表している。2020年基準では、「パソコン（ノート型）」指数（タブレット端末を含まない。）、「タブレット端末」指数をそれぞれ作成し、公表する。

6 モデル式の改定

「電気代」や「診療代」、「通信料（携帯電話）」など一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件により異なっている。これらの品目については、価格変動を適切に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を作成し、月々の価格指数を算出している。その際に価格を合成するための比率等については、各種の統計、業界団体等がまとめた情報、個別の企業から提供いただいた情報なども用いている。

2020年基準においてこれらのモデル式を用いる品目（モデル品目）は、2015年基準の74品目から、4品目をモデル品目から除外、2品目を1品目に統合し、5品目を追加して74品目とする。

2020年基準改定では、モデル式の加重平均に用いるウエイトの更新、採用する価格及びモデルケースの見直しなど、以下のような対応を図り、精度の維持向上に必要な改定を行うほか、新たに追加するモデル品目のモデル式を設定する。

- ・近年のカメラ市場の動向を踏まえ、カメラの作成方法を3タイプのカメラ（コンパクト、一眼レフ、ミラーレス一眼）による合成指数から、レンズ交換型カメラ（一眼レフ、ミラーレス一眼）による指数へ変更
- ・近年の携帯電話通信料市場の動向を踏まえ、従来型携帯電話機（いわゆる「ガラパゴス携帯」のこと。）の除外、モデルケースとして採用する通話時間及び通信量の組み合わせを毎年見直し

など

7 公表系列の充実等

消費者物価指数では、物価指数の有用性を確保する観点から、基準改定において公表系列の拡充等を行っている。

国際間の比較に資するため、その他指数としてCOICOP2018分類*に準拠して全国の基本分類を組み換えた年平均指数を公表する。

また、消費税率の改定による直接的な影響を除いた「消費税調整済指数」を参考値として継続的に公表するとともに、建物の経年変化を踏まえた家賃の品質調整に関する分析結果を参考資料として公表する。なお、建物の経年変化には、住宅の物理的な劣化（品質調整の対象）以外に、住宅の設備などに対する価格評価の時間的な変化を含む。

世帯属性別指数については、「世帯主の年齢階級別指数（10大費目（年）」）に新たに「世帯主65歳以上世帯」及び「世帯主65歳以上の無職世帯」の階級を再掲として追加する一方で、「世帯主60歳以上の無職世帯指数（中分類（月別、年）」）及び「世帯主65歳以上の無職世帯指数（中分類（月別、年）」）の公表は行わないこととする。

基本分類指数については、指数の作成経緯や利活用状況等を踏まえ、都市階級「人口5万以上の市」及び地方「大都市圏（関東大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、北九州・福岡大都市圏）」の公表は行わないこととする。

*COICOP2018分類については「Ⅲ 第5 指数の算出方法及び作成系列」参照

8 基準改定後の指数における経常的な見直し等

(1) 調査銘柄の常時見直し

価格を調査する財及びサービスについては、同質性及び価格変動の代表性を確保する観点から、各々の品目において購入割合の高い売れ筋の商品の機能、規格、容量、仕様等の特性（銘柄）を規定している。企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応して調査銘柄を常時見直し、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行う。

(2) 品質調整の適切な実施

価格変動の計測においては品質一定を条件とすることから、銘柄改正に伴う品質変化の影響を除去するため、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法、直接比較等のうち、各々の品目の銘柄改正において最適な手法を選択し、品質調整を適切に実施する。

(3) 商品（財・サービス）情報の効率的な取集

ネットショッピングによる購入割合の高い品目、対面販売とインターネット販売の価格が同一である品目、インターネット上で対面販売の価格を把握できる品目などは、インターネット情報を活用し、商品（財・サービス）情報を効率的に取集する。また、上記(1)及び(2)においてもインターネット情報やPOS情報を積極的に活用する。

(4) モデル式の随時見直し

モデル式により指数を作成している品目においては、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数により的確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行う。

(5) 品目の中間年における見直し

指数の採用品目については、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財及びサービスについて、これらを指数に迅速に反映させるため、次回の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行う。

(6) 基準改定等による指数への影響の分析・公表

基準改定やウェイト参照年の違いによる指数への影響等を検証し、統計利用者の利便に資するため、以下の分析を行い公表する。

- ・新旧基準間における総合指数の前年同月比の比較、品目改定やモデル式の改定等による寄与度の違いの分析など。
- ・ラスパイレス連鎖基準方式（参考指数）の指数及び前年比の作成、固定基準方式指数との比較
- ・2025年をウェイトの参照年とするパーシェ型指数との比較（パーシェ・チェック）

2020 年基準改定における追加・廃止・統合品目

○追加品目 (30 品目)・廃止品目 (28 品目)

10 大費目	追加品目	廃止品目
食料	シリアル 豚肉 (輸入品) (*2) 味付け肉 カット野菜 アボカド ナッツ 無菌包装米飯 ハンバーグ 冷凍ぎょうざ サラダチキン おでん ノンアルコールビール 宅配水	もち米 ゆで沖縄そば (*1) 塩辛 豚肉 B (*2) ポーク缶詰 (*1) にがうり とうが (*1) グレープフルーツ 果物缶詰 沖縄そば (外食) (*1)
住居	屋根修理費	
家具・家事用品	ソファ クッション 敷きパッド 収納ケース 漂白剤	整理だんす 室内時計 毛布 台所用密閉容器 防虫剤
被服及び履物	子供用ズボン (春夏物) 子供用ズボン (秋冬物)	男児用ズボン 女児用スカート
保健医療	軽度失禁用品	出産入院料
交通・通信	ドライブレコーダー	固定電話機
教育		幼稚園保育料 (公立) 幼稚園保育料 (私立)

(*1) 沖縄県のみで調査する品目である。

(*2) これまで調査していた「豚肉 B」(もも (黒豚除く)) を廃止し、新たに「豚肉 (輸入品)」を追加する。

○追加品目（30品目）・廃止品目（28品目）（前ページからの続き）

10大費目	追加品目	廃止品目
教養娯楽	タブレット端末(*3) 講習料（体育） 写真撮影代	携帯型オーディオプレーヤー ビデオカメラ 電子辞書 記録型ディスク 辞書 講習料（料理） 写真プリント代
諸雑費	クレンジング 美容液 葬儀料 学童保育料	

(*3) 近年のタブレット製品の市場動向（大画面化が進む一方、ノートパソコンに比べて技術革新が少なく、製品のライフサイクルが長期化）を踏まえ、パソコン（ノート型）からタブレット端末を分離・独立する。

○統合品目（10品目→5品目）

10大費目	現行	変更後
食料	牛乳（配達）	牛乳
	牛乳（店頭売り）	
	りんごA(*4)	りんご
	りんごB(*4)	
被服及び履物	ワイシャツ（長袖）	ワイシャツ
	ワイシャツ（半袖）	
交通・通信	小型乗用車A(*5)	小型乗用車
	小型乗用車B(*5)	
教養娯楽	家庭用ゲーム機（据置型） 家庭用ゲーム機（携帯型）	家庭用ゲーム機

(*4) 「A」はつがる、「B」はふじである。

(*5) 「A」は国産品、「B」は輸入品である。

2020年基準改定における名称変更・調査期間変更品目

○品目概念の拡充等に伴う名称変更（10品目）

10大費目	現行	変更後
食料	干しうどん	そうめん
	豚肉A(*1)	豚肉(国産品)(*1)
	冷凍調理ピラフ	冷凍米飯
	調理ピザパイ	調理ピザ
	ピザパイ(配達)	ピザ(配達)
住居	給湯機	給湯器
被服及び履物	子供用シャツ	子供用下着
	洗濯代A(*2)	クリーニング代A(*2)
	洗濯代B(*2)	クリーニング代B(*2)
諸雑費	化粧石けん	手洗い用石けん

(*1) これまで調査していた「豚肉A」(バラ(黒豚除く))を「豚肉(国産品)」(バラ(黒豚除く))とする。

(*2) 「A」はワイシャツ(水洗い)、「B」は背広服上下(ドライクリーニング)である。

○調査期間の変更（4品目）

10大費目	2015年基準 品目名	2020年基準 品目名	現行	変更後
食料	りんごB	りんご	1～7月、11～12月	通年
家具・家事用品		温風ヒーター	1～3月、10～12月	1～2月、10～12月
被服及び履物		マフラー	1～2月、10～12月	1～2月、11～12月
諸雑費		通学用かばん	1～2月、12月	1～2月、5～12月